

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について(令和6年12月23日京都市条例第22号)(保健福祉局障害保健福祉推進室)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に規定する条例で定める事務について、次の事務を追加しました。

- 1 障害者自立支援医療特別対策費の支給に関する事務
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による地域生活支援事業の実施に関する事務

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月23日

京都市長 松井孝治

京都市条例第22号

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中サをスとし、カからコまでをクからシまでとし、オの次に次のように加える。

カ 障害者自立支援医療特別対策費の支給に関する事務

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による地域生活支援事業の実施に関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)